

2020年6月9日

各位

会社名 株式会社 g u m i
代表者名 代表取締役社長 川 本 寛 之
(コード番号: 3903 東証市場第一部)
問合せ先 取締役 本 吉 誠
(TEL. 03-5358-5322)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関するお知らせ

当社は、2020年7月28日開催予定の第13回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することとしております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、2017年7月26日開催の第10回定時株主総会においてご承認いただいた取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る報酬額に代えて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る報酬額及びその内容に関する決議を、2020年7月28日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入するものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

(1) 報酬等の額

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（以下、「ストックオプション」といいます。）の報酬額は、2017年7月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）とご承認いただき今日に至っております。

また、本日公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の事項が第13回定時株主総会にて原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法361条第1項及び第2項の規定に基づき、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額に代えて、基本報酬（金銭報酬）とは別枠として、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する後記の「報酬等の内容」に定める内容のストックオプションの報酬額を、これまでの取締役に対するストックオプションの報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）とさせていただきますと存じます。具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において、算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる金額であります。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する配分、発行の時期等は、取締役会の決議によ

ることとさせていただきますと存じます。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」に記載の事項が第13回定時株主総会にて原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

(2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

①新株予約権の数

1,250個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

125,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、当該新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

- I 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- II その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。



⑧その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上